

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団スポーツ用具等貸出要領

平成5年10月1日

5杉ス財発第13号

改正 平成8年3月29日杉ス財発第419号

平成25年4月1日杉ス財発第25123号

平成29年5月29日杉ス財発第29156号

令和2年10月2日杉ス財発第2300号

令和6年9月27日杉ス財発6296-2号

(目的)

第1条 この要領は、杉並区スポーツ用具貸出要綱に基づき、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が管理するスポーツ用具（以下「用具」という。）の有効利用を図るために、財団の事業に支障がない範囲の貸し出しに関し、必要事項を定めることを目的とする。

(貸出し用具)

第2条 貸出しする用具の種類は、別に定める。

2 その他、財団が特に認めたもの。

(貸出しの対象)

第3条 用具の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- ① 区または区の行政委員会
- ② 区内幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校
- ③ 区内青少年団体その他社会教育団体
- ④ 区内町会、自治会、商店会
- ⑤ 前4号の他、財団が特に認めたもの

(申込)

第4条 用具の貸出しを受けようとする者は、借受申込書（第1号様式）を借り受ける日の3日前までに財団に提出しなければならない。

2 借受申込書の受付開始期間は、借り受ける日の30日前とする。

(貸出しの承認)

第5条 貸出しを承認するときは、申込みの順序による。ただし、申込が同時であるときは抽選によって決める。

2 貸出しを承認したときは、申込をしたものに対し貸出し承認書（第2号様式）を交付する。

3 用具の貸出しを受けるときは、前項の貸出し承認書を提示し、申込書を提出しなければならない。

(貸出期間)

第6条 同一申込者への貸出期間は、原則として6日以内とする。

(貸出料)

第7条 用具の貸出しは無償とする。

(権利の譲渡禁止等)

第8条 貸出し承認を受けた者は、承認を受けた目的以外の目的のための使用又はその権利の譲渡若しくは転貸をしてはならない。

(貸出しの不承認)

第9条 次の各号の一に該当するときは、その貸出しを承認しない。

- ① 営利を目的として事業を行うとき
- ② 前号のほか財団が不当と認めたとき

(貸出し承認の取消)

第10条 貸出し承認を受けた者が、この要領に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

(原状回復)

第11条 貸出しを受けた者は、その用具を原状に復し返納しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、原状回復の義務を減じ又は免除することができる。

(ビームライフル貸出基準の特例)

第12条 ビームライフルの銃については、精密機器であるので、銃の取り扱いについては十分に気を使わなければならない。

2 貸し出しにあたっては、取り扱いについて一定の知識を有している者（団体にあっては2名以上）が使用日にメンバーとして加わっていることを条件に貸し出すこととする。ただし、施設外での使用、故障や教室開催中等のため特段の事情がある場合には、貸し出しをしないこともある。

(委 任)

第13条 この基準の施行に関し必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日の前に行った申込、貸出の承認の交付等は、この要領の相当によるものとみなす。

附 則（平成8年3月29日杉ス財発第419号）

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日杉ス財発第25123号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日杉ス財発第29156号）

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和2年10月2日杉ス財発第2300号）
この要領は、令和2年10月6日から施行する。

附 則（令和6年9月27日杉ス財発第6296-2号）
この要領は、令和6年10月1日から施行する。